

第 20 号議案

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例（昭和 41 年亀岡市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 1 月 27 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の 一部を改正する条例

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例（昭和 41 年亀岡市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例

第 1 条及び第 2 条中「耕地事業」を「土地改良事業」に改める。

第 3 条中「耕地事業」を「土地改良事業」に改め、「受ける者」の次に「（以下「納付義務者」という。）」を加え、同条ただし書を削る。

第 4 条第 1 項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「府」を「京都府」に、「耕地事業」を「土地改良事業」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「耕地事業等の着手前とし」を「土地改良事業ごとに定め」に、「納入」を「納付」に、「次条に規定する」を「次条の」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 納付義務者は、当該土地改良事業等の着手前に、分担金の納付を確約する旨の書面を提出するものとする。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(分担金等の督促等)

第10条 分担金等（第3条の分担金及び第7条の特別徴収金をいう。以下同じ。）を納付期日までに納付しない者がある場合の取扱いは、亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の定めるところによる。

2 前項の規定により督促を受けた者が督促状に指定する期日までに納付すべき分担金等を納付しない場合の地方自治法第231条の3第3項の規定による滞納処分については、市税徴収の例による。

第7条を第9条とし、第8条を削り、第6条の次に次の2条を加える。

(特別徴収金の徴収)

第7条 市長が指定する土地改良事業等の施行に係る地域内の農地が、法第113条の2第2項又は第3項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に京都府知事（以下「知事」という。）が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に、農地以外に転用される場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第8条 前条の特別徴収金の額は、当該特別徴収金に係る土地改良事業等について、国及び京都府の補助金並びに市が負担した費用の合計額を第4条に規定する分担金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額（当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 土地改良事業等における分担金の督促及び特別徴収金の徴収等について、規定整備を図ること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成27年1月1日から施行すること。